

# 公益社団法人 日本ボブスレー・リュージュ・スケルトン連盟(JBLSF)

## 利益相反取引管理規程

(目的)

第 1 条 本規程は、公益社団法人日本ボブスレー・リュージュ・スケルトン連盟(以下連盟という)の利益が相反しうる取引を適切に管理し、もって連盟の利益を確保するために制定される。

(適用範囲)

第 2 条 本規程の適用対象者(以下、「対象者」という。)は、以下の者とする。

- (1) 連盟の理事
- (2) 連盟の理事から決裁権限を委譲された者(以下、「受託者」という。)
- (3) 連盟の職員、委員及び業務受託者であり、連盟の取引に関与することができる者(以下、「関与者」という。)

(利益相反取引)

第 3 条 本規程において、利益相反取引とは、連盟の利益と、対象者又は対象者と密接な関係性を有する者の利益が相反する取引をいい、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「一般法人法」という。)第 177 条で準用する第 84 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に定める取引を含むものとする。

2 連盟は、以下のいずれかの場合に当たる取引を利益相反取引とみなす。

- (1) 取引の相手方(以下、「相手方」という。)が対象者、対象者の配偶者又は対象者の三親等内の親族である場合
- (2) 対象者、対象者の配偶者又は対象者の三親等内の親族が、現在、単独又は共同で相手方の株式又は持分の 20%以上を保有する場合
- (3) 現在又は過去 2 年間に於いて、相手方を委任者、対象者を受任者とする委任関係がある、又はあった場合
- (4) 現在又は過去 2 年間に於いて、相手方を使用者、対象者を労働者とする雇用契約(在籍出向により連盟に出向している場合を含む)がある、又はあった場合

(対象者による承認の申請)

第 4 条 対象者は、連盟が利益相反取引(連盟の利益と、自己又は自己と密接な関係性を有する者の利益が相反する取引に限る。以下本項において同じ。)を行う場合、原則として事前に、以下の区分に従って速やかに当該取引の承認を申請しなければならない。連盟が以下の区分に従って承認を得ることなく利益相反取引を行った後に対象者が利益相反取引の存在を知ったときも、同様に以下の区分に従って速やかに当該取引の承認を申請しなければならない。ただし、普通取引約款に基づく定型取引など、抽象的にみて連盟に損害を生じ得ない取引については、この限りでない。

- (1) 理事(自己又は第三者のために連盟と取引をしようとする場合):理事会
- (2) 理事(前号の場合を除く):代表理事
- (3) 受託者:受託者に対して権限を付与した理事
- (4) 関与者:当該取引につき決裁権限を有する理事又は受託者

2 対象者は、前項の申請にあたり、以下に定める事項を報告しなければならない。

- (1) 相手方の名称及び相手方と対象者との関係性
- (2) 当該取引において代替可能な事業者が存する場合には、相手方と取引することが連盟にとって利益となること(見積書等)
- (3) 当該取引において代替可能な事業者が存しない場合には、連盟が相手方と取引をしなければならない理由
- (4) 当該取引において連盟の利益を確保する上で必要な措置(もしあれば)

(代表理事による承認の申請等)

第 5 条 代表理事は、連盟の行う取引が前条第1項第2号に当たる場合、理事会に対して前条第2項各号に定める事項を報告し、当該取引の承認を申請しなければならない。

2 代表理事は、利益相反取引が疑われるときは、対象者に対し、前条第1項各号に定める承認の申請を求めることができる。

(考慮要素)

第 6 条 前2条に定める申請を受けた者は、以下の要素を考慮して、取引が連盟に利益となると判断した場合、当該取引を承認することができる。

- (1) 当該取引が連盟 にとって必要不可欠であること
- (2) 承認時点の試算によれば、当該取引により連盟の利益を最大化できていること
- (3) 当該取引により対象者が不当な利益を得ているとはいえないこと
- (4) 当該取引により連盟の公平性に疑念が生じるとはいえないこと

(承認を得ない利益相反取引の禁止)

第 7 条 対象者は、利益相反取引に当たることを知りながら、連盟をしてしかるべき承認を得ることなく利益相反取引をさせてはならない。

(改廃)

第 8 条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

1 この規程は、2022 年 6 月 1 日より施行する。

制定 2022 年 6 月 1 日